

別紙-2 廃棄物の排出海域

1. 廃棄物の排出海域

排出海域は、東京都三宅村から約16km離れた北緯34° 12' 57" 東経139° 41' 05" を中心とした半径3.5kmの円（水深約700～900m）に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図 1）。排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち、水産動植物の生育環境及びその他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第28号）」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

なお、本申請は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令第10条の6第1号の規定より許可を受けた「廃棄物海洋投入処分許可（許可番号：13-005）」の同一箇所において海洋投入処分を行おうとする申請である。「一般水底土砂の海洋投入処分申請の進め方に係る指針」（平成18年3月 環境省地球環境局環境保全対策課）において、「過去に一般水底土砂の処分が行われた海域にて、期間を置いて新たに水底土砂の海洋投入処分許可を申請する場合には、前許可に基づく処分の結果として生じた濃度の上昇や堆積等を現況として踏まえた上で、申請する許可に伴う影響を予測・評価する必要がある。ただし、従前の許可が初期的評価に基づく場合には、累積的影響は生じていないものとする」と記載されている。今回の排出海域について、従前の許可は全て初期的評価であるため、累積的影響は生じていないものとする。海洋投入処分をしようとする浚渫土砂の数量が10万m³未満であること、クロロフォルム及びホルムアルデヒドの濃度がいずれも判定基準を満足していること、浚渫土砂が生物に対する強い有害性を示すおそれがないことから、「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」（国土交通省港湾局、平成25年7月）に示される初期的評価のみを行った。この結果、当該排出海域については、海底環境や生態系への影響が認められず、海底ケーブル、船の航行、漁場の利用等の障害とならない海域であると判断されたことから、排出海域として設定した。さらに、排出に使用する船が風や潮流等により移動することから、図 2に示す平成25年度から平成29年度の海洋投入処分作業の実績もふまえて、排出海域の範囲を設定した。

以上より、排出海域は、北緯34° 12' 57" 東経139° 41' 05" を中心とした半径3.5kmの円に囲まれた範囲に設定した。なお、海洋投入処分の実績は図 3に示すとおりである。

当該排出海域周辺における他許可の排出海域は表 1及び図 4に示すとおりである。最も近いもので約70km離れている。

表 1 当該排出海域周辺における他許可の排出海域

許可番号	許可発給日	会社名及び名称	廃棄物の種類	処分期間	投入処分量	排出海域
13-005	平成25年12月31日	東京都 (神津島港・御蔵島港・三浦漁港)	一般水底土砂	平成25年11月1日から 平成30年3月31日まで	204,000m ³	北緯34° 12' 57"、東経139° 41' 05" を中心とした半径7.0kmの海域
13-006	平成25年12月25日	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	一般水底土砂	平成25年12月27日から 平成30年12月26日まで	13,413m ³	北緯34° 29' 30"、東経138° 39' 57" を中心とした半径250mの海域
13-007	平成25年12月27日	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	一般水底土砂	平成25年12月30日から 平成26年12月29日まで	6,000m ³	北緯34° 34' 12"、東経139° 00' 48" を中心とした半径100mの海域
15-004	平成27年10月1日	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	一般水底土砂	平成27年10月1日から 平成32年9月30日まで	139,100m ³	北緯34° 34' 12"、東経139° 00' 48" を中心とした半径400mの海域

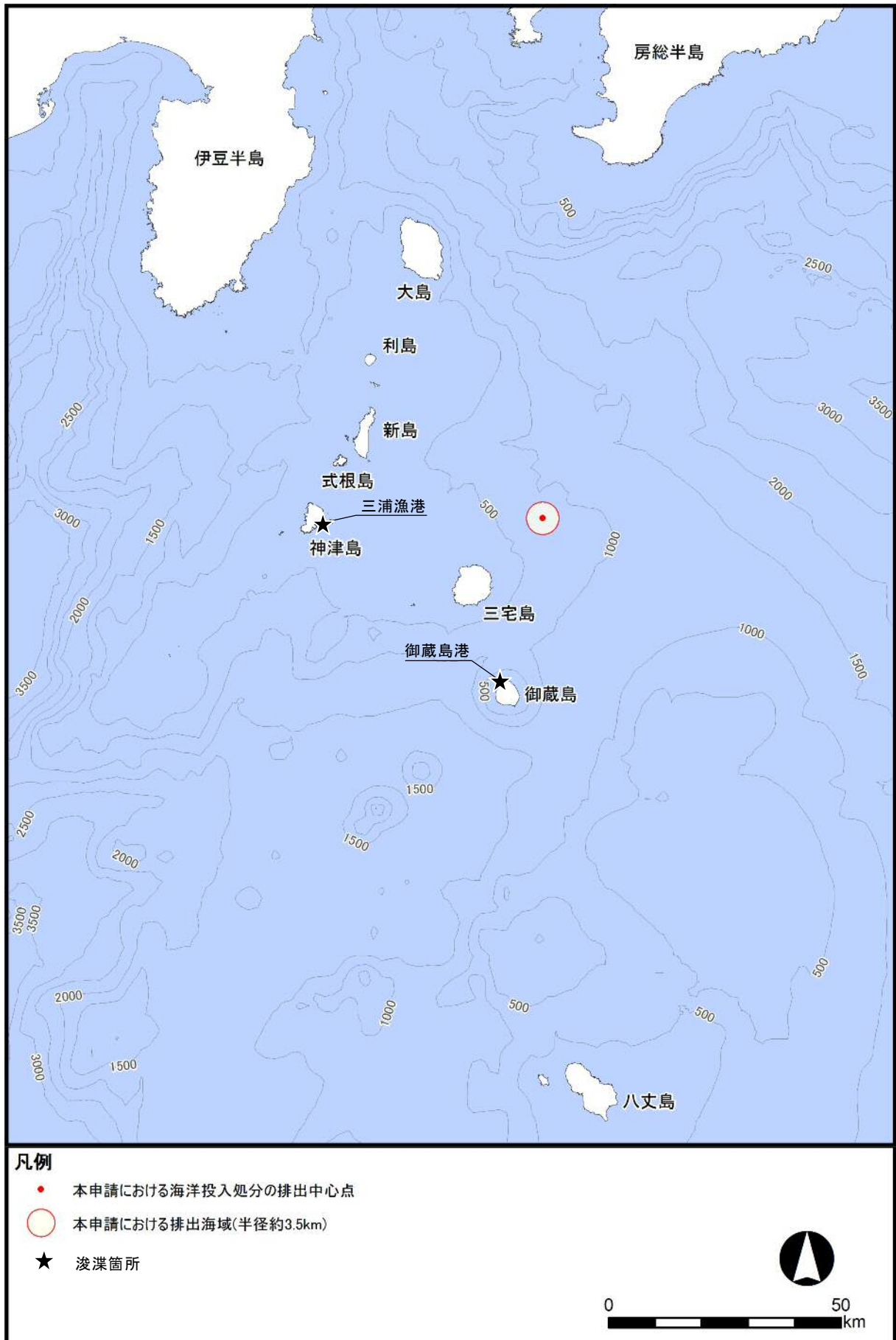


図 1 (1) 排出海域 (広域)

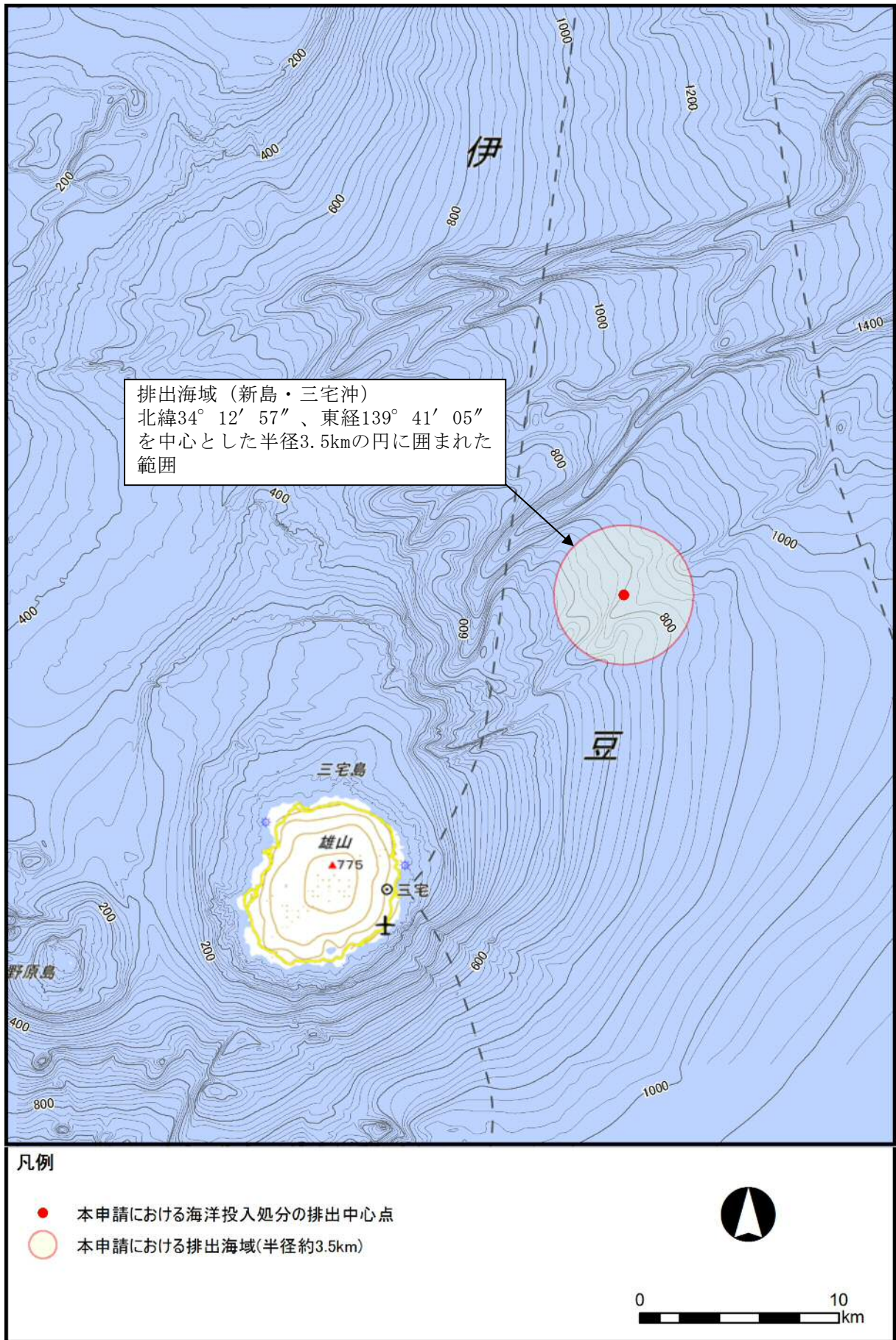


図 1 (2) 排出海域 (詳細)

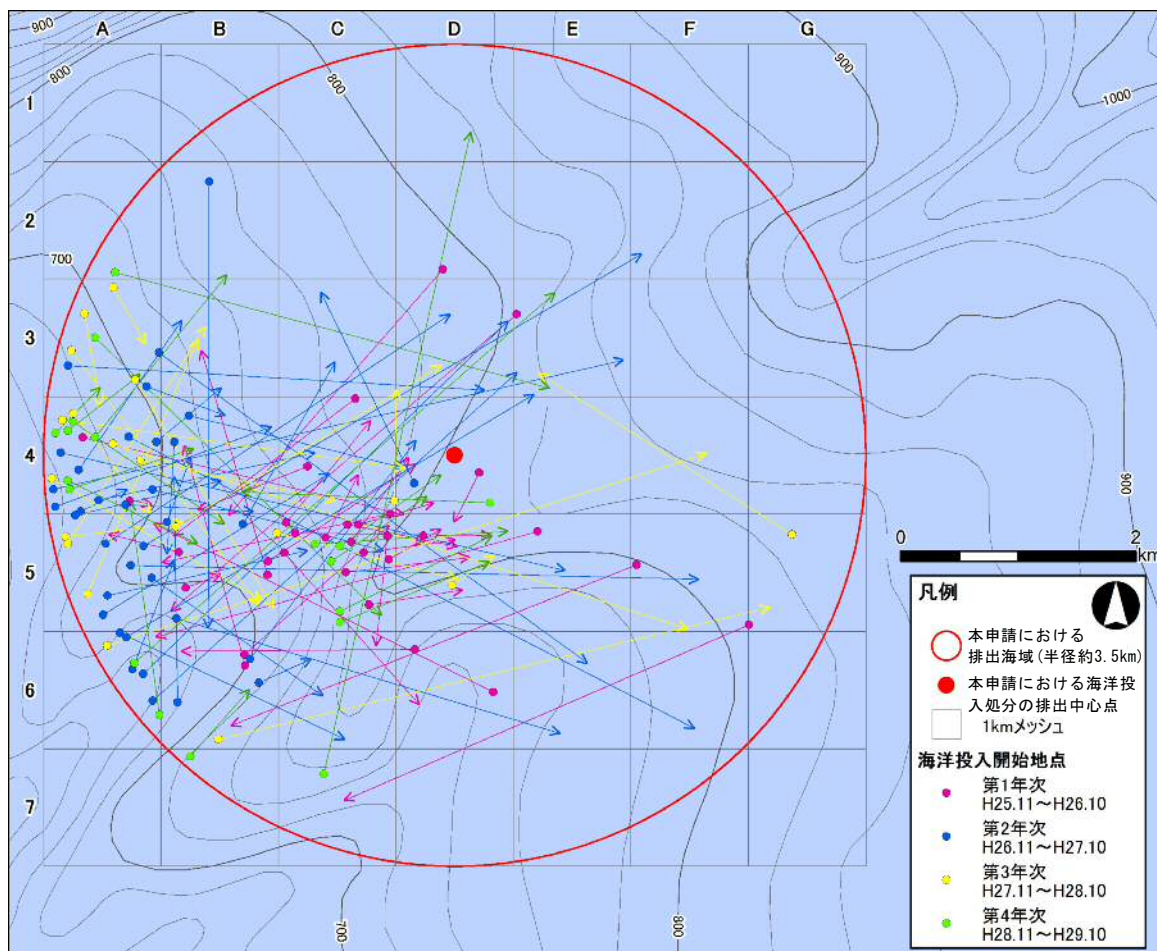


図 2 過年度の海域における海洋投入作業の開始地点・終了地点

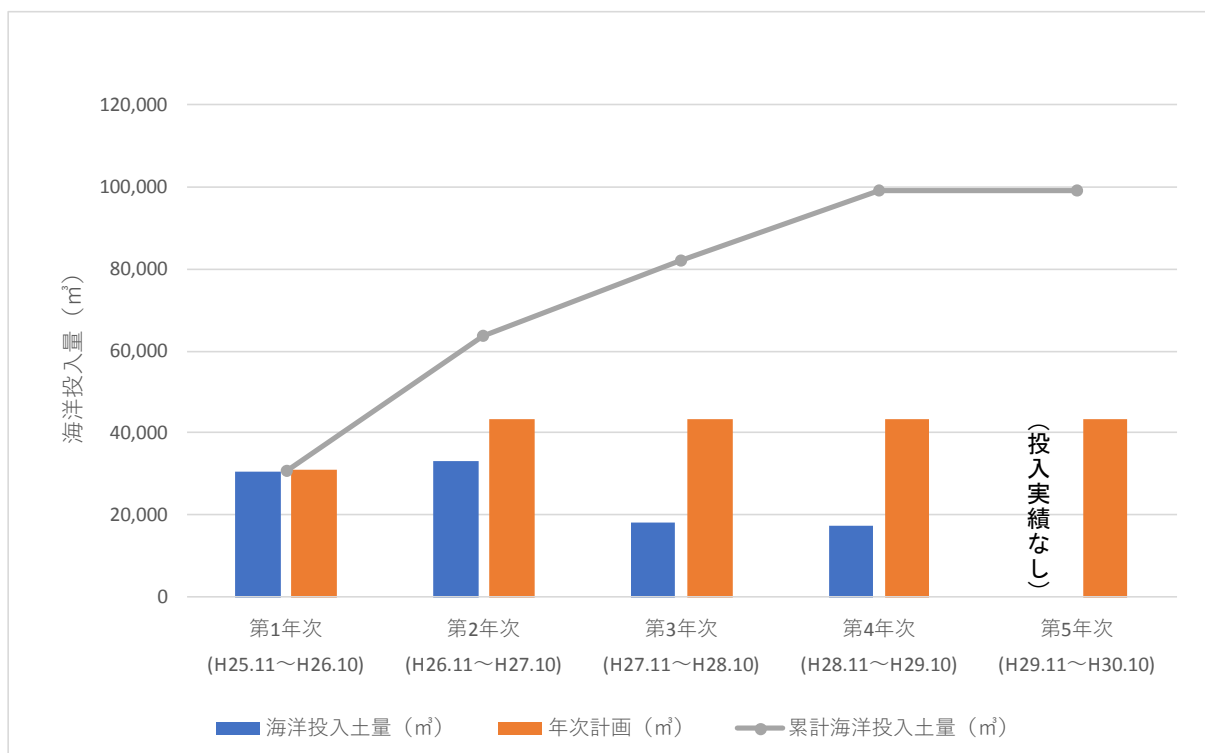


図 3 過年度の海洋投入処分の実績

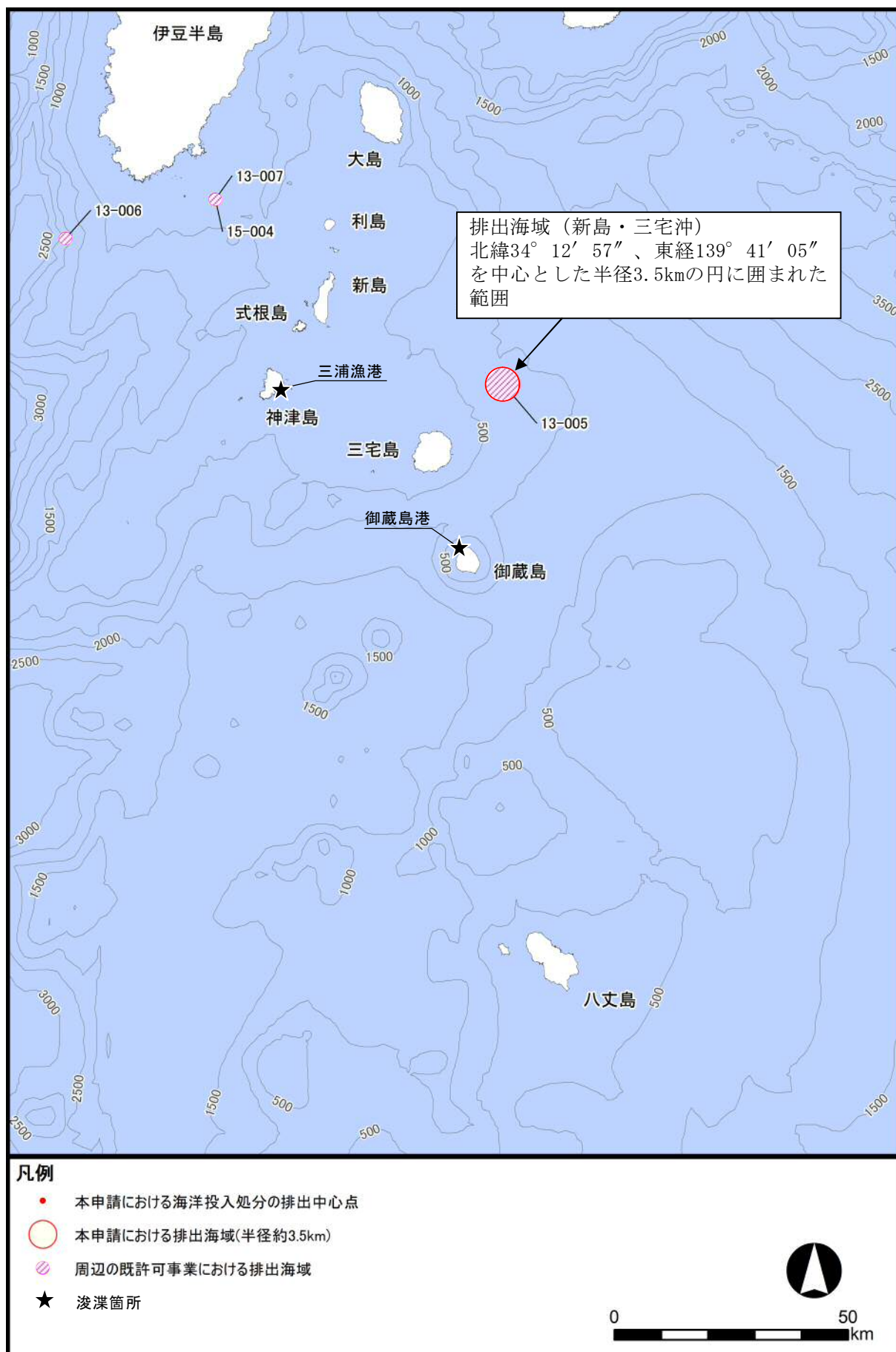


図 4 当該排出海域周辺における他許可の排出海域